

農地移転に伴う税制上の優遇措置等の適用に関する証明事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市農林政策課及び各区役所の産業振興課（西区役所においては農政商工課、西蒲区役所においては産業観光課。以下「市農林政策課等」という。）において、農地移転に伴う税制上の優遇措置等を受けるための証明書の交付事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付する証明書)

第2条 交付する証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第34条の3第1項の規定に基づく、譲渡所得の特別控除に係る土地等についての証明
- (2) 措置法第77条の規定に基づく、登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第1項の規定に基づく、不動産取得税の課税標準の特別措置に係る土地等についての証明
- (4) 措置法第70条の4及び第70条の6の規定による農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の制度の適用についての証明

(申請)

第3条 前条に規定する証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に基づき、いずれかの証明願を市農林政策課等に提出するものとする。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理法」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合について、譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合（様式第1号）
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」という。）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合について、譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合（様式第2号）
- (3) 農地中間管理法第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農用地区域内の農地を取得した場合の移転登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合（様式第3号）
- (4) 基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の農地を取得した場合の移転登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合（様式第4号）

- (5) 農地中間管理法第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農用地区域内の農地を取得した場合について、不動産取得税の課税標準の特別措置の適用を受けようとする場合（様式第5号）
- (6) 基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の農地を取得した場合について、不動産取得税の課税標準の特別措置の適用を受けようとする場合（様式第6号）
- (7) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて（昭和51年7月7日付け 51構改B第1254号 農林省構造改善局長通知。以下「国通知」という。）第1の2に規定する市町村長（農用地利用促進等集積計画等の公告をした者である市町村長を含む。以下同じ。）が行うべき証明等（国通知で定める様式）

（交付）

第4条 市農林政策課等は、前条の規定による申請を受けた時は、書類内容を審査し、証明書を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、交付を決定した時は、証明書を申請者に交付する。

（証明手数料）

第5条 証明書の交付に際しては、新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）別表のうち（6）の表1の規定に基づき、1通につき手数料600円を徴する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

この要綱は、決裁日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号(第3条(1)関係)

譲渡所得(所得)の特別控除に係る土地等についての証明願

年 月 日

新潟市長 様

住所 (事務所)

氏名 (名 称)

(代表者)

連絡先

租税特別措置法第34条の3第1項(第65条の5第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得)の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積 m ²

新〇〇第 号の2
上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長 中原 八一

様式第2号(第3条(2)関係)

譲渡所得(所得)の特別控除に係る土地等についての証明願

年 月 日

新潟市長 様

住所 (事務所)

氏名 (名 称)

(代表者)

連絡先

租税特別措置法第34条の3第1項(第65条の5第1項)の規定による土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得)の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡したものであり、かつ、当該土地等が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積 m ²	農用地利用集積計 画の公告の年月日	備考

新〇〇第 号の2
上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長 中原 八一

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

年 月 日

新潟市長 様

住所 (事務所)

氏名 (名 称)

(代表者)

連絡先

租税特別措置法第77条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	土地の 取得年月日
			m ²	

(注) 土地の取得年月日は、農用地利用集積等促進計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。

- 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

新〇〇第 号の2
上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長 中原 八一

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

年 月 日

新潟市長 様

住所 (事務所)

氏名 (名 称)

(代表者)

連絡先

租税特別措置法第77条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 m ²	農用地利用集積計画の公告の年月日	土地の取得年月日

(注) 土地の取得年月日は、農用地利用集積計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。

- 2 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の4第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業により取得した土地であること。
- 4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

新〇〇第 号の2
上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長 中原 八一

様式第5号(第3条(5)関係)

不動産取得税の課税標準の特別措置に係る土地等についての証明願

年　月　日

新潟市長 様

住所 (事務所)

氏名 (名 称)

(代表者)

連絡先

地方税法附則第11条第1項の規定による土地の取得をした場合の不動産取得税の課税標準の特別措置を受ける、下記の土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づく農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地の所在	地番	地目	地積(m ²)

新〇〇第 号の2
上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

新潟市長 中原 八一

様式第6号(第3条(6)関係)

不動産取得税の課税標準の特別措置に係る土地等についての証明願

年　月　日

新潟市長 様

住所 (事務所)

氏名 (名 称)

(代表者)

連絡先

地方税法附則第11条第1項の規定による土地の取得をした場合の不動産取得税の課税標準の特別措置を受ける、下記の土地は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより取得したものであり、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定に基づく農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地の所在	地番	地目	地積(m ²)	農用地利用集積計画		取得交換 の別
				公告年月日		

新〇〇第

号の2

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

新潟市長 中原 八一